

○国立大学法人宮崎大学業績連動給与制教員給与規程

（令和2年12月24日
制 定）

改正 令和3年3月25日

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第48条の2の規定に基づき、業績連動給与制を適用する教員（以下「業績連動給与制教員」という。）の給与に関する事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「教員」とは、国立大学法人宮崎大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に規定する教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者で、運営費交付金の特殊要因経費の対象者及び学長が特に指定する者をいう。

2 この規程において「年俸制教員」とは、職員給与規程第48条の年俸制の適用を受ける教員をいう。

（法令等との関係）

第3条 業績連動給与制教員の給与支給に関する事項については、この規程に定めるもののほか、職員給与規程、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他の法令等の定めるところによる。

（対象者）

第4条 この規程の適用を受ける教員は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 令和3年4月1日以降に採用された教員
 - (2) 令和3年3月31日に在職し、同年4月1日以降に引き続き在職する教員（年俸制教員を含む。）で業績連動給与制の適用に同意し移行した教員（以下「移行教員」という。）
- 2 前項第2号の業績連動給与制への移行日（以下「移行日」という。）は毎年度4月1日とし、移行を希望する場合は前々年度の3月末日までに、同意書（別紙様式1）を学長に提出する。

（給与の種類）

第5条 業績連動給与制教員の給与は、基本給、業績給及び諸手当とする。

（基本給）

第6条 業績連動給与制教員の基本給は、別表1の基本給表に定めるとおりとする。

- 2 第4条第1項第1号に規定する教員に適用する基本給表の級及び号給の決定は、職員給与規程第10条の規定を適用する。
- 3 移行教員のうち、職員給与規程別表第1－3の教育職員I俸給表（以下「教育職員I俸給表」という。）を適用している教員が業績連動給与制の基本給表の適用に移行する場合は、移行日の前日に受けている教育職員I俸給表適用の号俸に対応する基本給表に定め

る基本給に決定する。

- 4 移行教員のうち、年俸制教員が業績連動給与制に移行する場合は、採用日から移行日の前日まで教育職員Ⅰ俸給表として引き続き在職したと仮定した場合の号俸に対応する基本給表に定める基本給に決定する。

(業績評価)

- 第7条 業績評価期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの事業年度とする。
- 2 その他業績評価に関して必要な事項は、別に定める。

(業績給)

- 第8条 業績給は、前条に定める直近の業績評価期間の評価結果に応じて支給する。
- 2 業績給は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する業績連動給与制教員及び基準日前1箇月以内に退職(死亡を含む。)し、又は解雇された業績連動給与制教員(懲戒による解雇は除く。)に対して支給する。
 - 3 業績給は、職員給与規程第35条から第37条の期末給及び第38条の勤勉給に準じて支給する。
 - 4 業績連動給与制教員については、職員給与規程第35条第2項から第38条の規定を準用する。この場合において、職員給与規程別表第12及び別表第13中「俸給」とあるのは「基本給」と、職員給与規程別表第4及び別表第12中「教育職員Ⅰ俸給表」とあるのは「基本給表」とそれぞれ読み替えるものとする。
 - 5 前4項に定めるもののほか、業績給に関して必要な事項は、別に定める。

(諸手当)

- 第9条 手当の種類は、調整給、役職給、異動保障給、広域異動給、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、初任給調整手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当とする。
- 2 支給に当たっては、職員給与規程を準用する。

(外部資金獲得に係るインセンティブ)

- 第10条 業績連動給与制教員が外部資金を獲得した場合、外部資金獲得に係るインセンティブを与えるものとする。
- 2 外部資金獲得に係るインセンティブについては、別に定める。

(昇給)

- 第11条 業績連動給与制教員の基本給は、業績を含む勤務成績に応じて、毎年1月1日に昇給させることができる。
- 2 その他昇給に関して必要な事項は、別に定める。

(昇格)

- 第12条 業績連動給与制教員が職員就業規則第10条の規定により昇任した場合は、当該教員を上位の級に昇格させることがある。
- 2 その他昇格に関して必要な事項は、職員給与規程を準用する。

(降格)

第13条 業績連動給与制教員が職員就業規則第11条の規定により降任した場合は、当該教員を下位の級に降格させることがある。

2 その他降格に関して必要な事項は、職員給与規程を準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第40条を準用する。この場合において、同条中「俸給」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第15条 業績連動給与制教員が職員就業規則第14条の規定により休職した場合は、職員給与規程第41条を準用する。この場合において、同条中「俸給」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第16条 給与の減額については、職員給与規程第42条を準用する。

(端数計算)

第17条 勤務1時間当たりの給与額に端数が生じたときは、職員給与規程第43条に準じて算定する。

(育児休業者等の給与)

第18条 業績連動給与制教員が職員就業規則第38条の規定により育児休業等を取得した場合は、職員給与規程第44条を準用する。この場合において、同条第5項中「号俸」とあるのは、「号給」と読み替えるものとする。

(介護休業者等の給与)

第19条 業績連動給与制教員が職員就業規則第39条の規定により介護休業等を取得した場合には、職員給与規程第45条を準用する。この場合において、同条第5項中「号俸」とあるのは、「号給」と読み替えるものとする。

(自己啓発等休業者の給与)

第20条 業績連動給与制教員が職員就業規則第39条の2の規定により自己啓発等休業を取得した場合には、職員給与規程第45条の2を準用する。この場合において、同条第2項中「俸給」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

(配偶者同行休業者の給与)

第21条 業績連動給与制教員が職員就業規則第39条の3の規定により配偶者同行休業を取得した場合には、職員給与規程第45条の3を準用する。この場合において、同条第2項中「俸給」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

(給与の支給日)

第22条 業績連動給与制教員の基本給及び諸手当は、職員給与規程第4条第1項に規定する日に支給する。

2 業績給は、職員給与規程第4条第2項に規定する日に支給する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、業績連動給与制教員の給与に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

業績連動給与制教員の基本給表

(単位：円)

職務の級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	基本給	基本給	基本給	基本給
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900
33	296,000	350,600	397,600	476,800
34	298,200	352,700	399,400	478,900
35	300,700	354,800	400,900	481,200
36	302,900	356,800	402,700	483,400
37	305,400	358,400	403,800	485,500
38	307,000	360,400	405,400	487,500
39	308,700	362,500	406,900	489,400
40	310,400	364,400	408,400	491,300
41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200

43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,100	449,000	539,300
79	346,900	414,500	449,700	539,900
80	347,800	414,900	450,300	540,500
81	348,800	415,200	451,100	541,100
82	349,800	415,600	451,800	
83	350,800	415,900	452,100	
84	351,800	416,300	452,700	
85	352,400	416,600	453,100	
86	353,000	417,000	453,500	
87	353,600	417,400	453,900	
88	354,200	417,800	454,200	

89	354,800	418,100	454,500	
90	355,200	418,500	454,900	
91	355,600	418,900	455,300	
92	356,100	419,200	455,600	
93	356,600	419,500	455,900	
94	357,000	419,900	456,300	
95	357,500	420,200	456,600	
96	358,000	420,500	456,900	
97	358,600	420,800	457,200	
98	359,100	421,200	457,600	
99	359,500	421,500	457,900	
100	360,000	421,800	458,200	
101	360,400	422,100	458,500	
102	360,900	422,500		
103	361,200	422,800		
104	361,700	423,100		
105	362,200	423,400		
106	362,600	423,800		
107	363,100	424,100		
108	363,600	424,400		
109	364,000	424,700		
110	364,500	425,000		
111	365,000	425,300		
112	365,400	425,600		
113	365,800	425,900		
114	366,200	426,200		
115	366,700	426,500		
116	367,100	426,800		
117	367,500	427,000		
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
130	373,000			
131	373,500			
132	374,000			

133	374,500			
134	375,000			
135	375,500			
136	376,000			
137	376,500			
138	377,000			
139	377,500			
140	378,000			
141	378,500			

別紙様式1（第4条関係）

同 意 書

年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

所属
職名
氏名（自署）

私は、国立大学法人宮崎大学業績連動給与制教員給与規程により、 年度から業績連動給与制の適用を受けることに同意します。

併せて、従前の俸給表（教育職員Ⅰ俸給表又は基本年俸額表）の適用を受ける教員に今後移行しないことについても同意します。